

奈良県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営農業水利施設保全合理化事業十市・大福地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十六年十二月一日から同月二十二日まで

二 縦覧場所

橿原市役所

桜井市役所